

平成26年度第3回
神戸市都市計画審議会会議録

平成27年2月9日

平成26年度 第3回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成27年2月9日(月) 午前10時～午前10時51分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (24人)

(1) 学識経験のある者

| | |
|---------|---------|
| 岡 絵理子 | 小 谷 通 泰 |
| 田 中 隆 | 西 野 百合子 |
| 西 村 順 二 | 野 崎 瑠 美 |
| 三 輪 康 一 | |

(2) 市会議員

| | |
|---------|---------|
| 崎 元 祐 治 | 大 井としひろ |
| 人 見 誠 | 向 井 道 尋 |
| 軒 原 順 子 | 岡 島 亮 介 |
| 坊 池 正 | 山 口 由 美 |
| むらの 誠 一 | かわなみ忠 一 |
| 松 本 のり子 | 大かわら鈴 子 |

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

| |
|--------------------|
| 森 昌 文 (代理 横井 耕二) |
| 吉 本 知 之 (代理 笠尾 卓朗) |
| 田 中 登 士 (代理 柘田 教利) |

(4) 市民

| | |
|---------|---------|
| 花 井 裕 子 | 富 永 貴 之 |
|---------|---------|

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

(1.4.2号都市高速道路2号線ほか7路線)

第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について

第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について

第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について

(花山中尾台地区地区計画)

第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について

(月が丘地区地区計画)

第 6 号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について
(神戸流通業務団地)

第 7 号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(兵庫区遠矢浜町)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○小谷会長

皆さん、おはようございます。これより、平成26年度第3回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から定足数の確認をお願いいたします。

2. 定足数の確認

○岩橋計画部長

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することとなっております。委員の総数は27名、定足数は14名となります。本日は委員24名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立してございます。

以上でございます。

3. 会議録署名委員の指名

○小谷会長

本日の会議録署名委員ですが、岡委員と野崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議案審議

(第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

1.4.2号都市高速道路2号線ほか7路線)

○小谷会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。

本日は7件の案件を審議いたします。第1号議案 道路の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○手塚計画課長

それでは、説明させていただきます。

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、1.4.2号都市高速道路2号線ほか7路線、合計8路線の神戸市決定の案件です。

第1号議案の対象路線8路線のうち、都市高速道路2号線以外の7路線は、都市計画道

路の見直しに関する路線です。

今回のご説明では、まず都市高速道路2号線についてのご説明を行い、その次に、都市計画道路の見直しに関する7路線についてご説明いたします。

では、まず議案計画書です。

議案計画書3ページは本議案の計画書、6ページは理由書です。議案計画書の7ページでは、今回の各路線の変更の概要をまとめております。

それではまず、都市高速道路2号線のご説明に入ります。

議案計画書の7ページをお開きください。

議案計画書の3ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。都市高速道路2号線の位置図です。

位置図では、主要幹線道路を青色の線で表示しており、変更する路線の起点・終点については、表示の記号のとおりです。

都市高速道路2号線（阪神高速31号神戸山手線）は、長田区南駒栄町の大阪湾岸線西神線から、須磨区白川町字幸徳の阪神高速7号北神戸線白川ジャンクションに至る、延長約9.5キロメートルの自動車専用道であり、神戸市西部から既成市街地へのアクセス向上や、一般道路の渋滞緩和等を目的として整備されました。このうち、神戸長田トンネルの区間が、今回の変更の対象区間になっています。

都市高速道路2号線の今回の都市計画変更に関する経緯についてご説明いたします。

平成24年12月、山梨県内の中央自動車道笹子トンネルで天井板が落下する事故が発生いたしました。これを受け、国土交通省は、トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会を設置し、天井板落下原因の把握や再発防止策等に関する検討を行いました。

平成25年6月、同委員会の報告書が発表され、その中で「既存の吊り天井板については、可能ならば撤去することが望ましい」との方針が示されました。これを受けて阪神高速道路株式会社では、笹子トンネルと同様の天井板を有するトンネル2本（新神戸トンネル、神戸長田トンネル）について、天井板を撤去することといたしました。このうち新神戸トンネルについては、平成26年10月に天井板撤去工事が完了したところです。都市高速道路2号線の神戸長田トンネルについては、今後、天井板撤去工事を実施する予定です。

天井板を撤去することにより、トンネル内の換気方式が変更されます。従来の換気方式は、前面スクリーン上部でお示ししている、横流換気方式と呼ばれるものです。こちらの換気方式では、天井板により車両走行空間から分離されたダクトという空間を通して換気を行うものです。給気用のダクトから新鮮な空気を取り入れ、排気用のダクトを通して換気所から空気を排出します。火災発生時には、車両走行空間から分離されたダクトへ煙を排出します。

一方、天井板の撤去後の換気方式は、前面スクリーン下部でお示ししている、縦流換気方式と呼ばれるものになります。こちらの換気方式は、各トンネル出入り口から新鮮な空

気を取り入れ、ジェットファンや車の流れによりトンネル全断面を通して換気所に空気を集めて排出します。この場合、火災発生時に、煙は車両走行空間を流れることとなります。そのため、より早く安全な空間に避難することができるよう、トンネルの上下線をつなぐ避難連絡坑を増設いたします。詳細については、計画図にてご説明いたします。

今回の都市高速道路2号線の変更は、この増設する避難連絡坑を新たに都市計画に位置づけるものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。避難連絡坑の縦断図と横断図です。

避難連絡坑の幅員については、車椅子の方も含めた避難者や、救助者の円滑な通行スペースに加え、排水や照明、配管等の設備スペースを確保した幅員としています。

議案計画図の4ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。都市高速道路2号線の計画図です。

現在、神戸長田トンネルでは青色の矢印でお示ししている3カ所に避難連絡坑が既に設置されておりますが、このたび、赤色の矢印でお示ししている4カ所に、新たに避難連絡坑を設置いたします。設置する4カ所は西側から順に、須磨区妙法寺字高取山、須磨区禅昌寺町1丁目、長田区长尾町1丁目、長田区大谷町2丁目です。

都市高速道路2号線に関するご説明は以上です。

続いて、都市計画道路の見直しに関する7路線について、ご説明いたします。

都市計画道路は、平成23年3月時点で約8割の整備が完了しており、残る区間については、人口減少・超高齢化の進行、将来交通量の減少、地球環境問題など社会経済情勢の変化に伴い、都市交通のあり方を見直し、真に必要な道路を見きわめ、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていく必要があります。

そこで、平成23年3月に都市計画道路整備方針を策定し、都市計画道路の計画内容の見直しに取り組んでいます。

この整備方針では、都市計画道路（幹線街路）のうち、事業中の区間（約12キロメートル）と、未着手の区間（約98キロメートル）の合計約110キロメートルを対象とし、主要幹線道路（約60キロメートル）と主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）（約50キロメートル）に分けて、それぞれの進め方を決めました。

この主要幹線道路については、社会経済情勢の変化や、周辺の土地利用状況等を踏まえ、市が主体となって、区間ごとに交通機能、空間機能、市街地形成機能の道路機能面から計画の見直しを行い、その結果、線形・幅員などの変更が必要となる区間について、都市計画の変更を行い、神戸市として着実な整備に取り組んでいきます。

主要幹線道路以外の道路については、現在の道路計画にとらわれずに、地域の皆さんと、地域の課題を整理・共有し、改善に必要な方策をさまざまな観点から検討するため、原則として都市計画を一旦廃止いたします。検討の結果、課題改善のために生活幹線道路の整備が必要であるとの合意形成が図られた場合には、改めて都市計画決定を行い、整備を行

います。

ただし、現在事業中の区間や、現在既に地域の皆さんと道路の計画のあり方について話し合いを進めている区間については計画を廃止せず、生活幹線道路として、必要に応じて計画の見直しを行い、整備を実施していきます。

この方針に基づき、都市計画道路の計画内容の見直しを進めてきました。整備方針策定時やその公表後にも市の考え方について地元説明を行い、平成23年12月には見直しの対象区間（約110キロメートル）について変更素案を公表し、ミニニュースを全戸配布するとともに説明会・相談所を開催いたしました。あわせて、市民意見の募集を行いました。

見直し対象区間のうち、平成24年度から、これまでに変更した約61.7キロメートルと計画の変更なしとした約42.7キロメートルを除く、約5.7キロメートルについて検討を行い、このたび、変更案がまとまった約2.3キロメートルの道路について諮問するものです。

なお、残る見直し対象路線約3.4キロメートルは、いずれも地域のまちづくりの中の一つの取り組みとして、時間をかけて話し合うこととなっています。今後、地域の意向がまとまれば、その結果に応じて都市計画変更を行う予定です。

これにより、平成23年3月の都市計画道路整備方針策定以降進めてきた、都市計画道路の見直しは、今回の変更案をもっておおむね完了いたします。

議案計画図の1ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。国魂線の位置図です。

国魂線は灘区味泥町から篠原北町1丁目の将軍通線に至る道路で、国玉通1丁目以東の区間は主要幹線道路、国玉通1丁目以南の区間は主要幹線道路以外の道路に位置づけています。

前面スクリーンをご覧ください。国魂線の整備状況図です。

国魂線は水道筋3丁目の山手幹線から国玉通1丁目の野崎線までの区間が未整備であり、今回の見直し対象区間となっています。その他の区間は整備済みです。

議案計画図の2ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。国魂線の計画図です。

計画図では、既決定の区域を灰色で、廃止する区域を黄色で表示しております。見直し対象区間のうち、山手幹線から阪急沿線までの区間については、幅員を18メートルから8メートルに縮小し、名称を国魂線から灘中央筋線に変更いたします。この区間のうち、水道筋商店街以北については現在の道路幅員8メートルに合わせる変更となるため、拡幅する整備は生じませんが、水道筋商店街以南については現道を8メートルに拡幅整備する計画となります。

また阪急沿線から野崎線までの区間については、現在の計画を廃止いたします。これらの変更に伴い、国魂線の起点を北方向に変更し、山手幹線以南の整備済み区間を国魂線から味泥水道筋線に変更いたします。

議案計画図の5ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。福田川高尾線、永井谷線の位置図です。

福田川高尾線は、垂水区川原2丁目の垂水妙法寺線から塩屋町1丁目の国道2号に至る道路です。永井谷線は、西区伊川谷町潤和の明石市境から伊川谷町井吹の永井谷前開線に至る道路です。永井谷線の神戸明石線以北の区間は主要幹線道路に、永井谷線の神戸明石線以南の区間と福田川高尾線は主要幹線道路以外の道路に位置づけています。

前面スクリーンをご覧ください。福田川高尾線の整備状況図です。

福田川高尾線は中道2丁目以東の区間が未整備であり、今回の見直し対象区間となっています。中道2丁目以西の区間は、昭和の初めに耕地整備により道路空間は確保されており、現状は11メートルの計画幅員で整備済みです。

議案計画図の6ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。福田川高尾線の計画図です。

今回の見直し対象区間となっている中道2丁目以東の区間について、計画を廃止いたします。また、福田川高尾線に接続する平尾線の一部区間もあわせて廃止いたします。これらの変更に伴い、福田川高尾線の終点を西側に変更し、中道2丁目以西の整備済み区間を福田川高尾線から福田川中道線に変更いたします。

前面スクリーンをご覧ください。永井谷線の整備状況図です。

永井谷線は、伊川谷町潤和字天王の玉津鳥羽線から字有久の明石神戸宝塚線までの区間と、伊川谷ジャンクションから西クリーンセンター付近までの区間が未整備であり、このうち、南側の未整備区間が今回の対象区間になっています。

議案計画図の7ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。永井谷線の計画図です。

伊川谷町潤和字天王から字有久の区間について、計画を廃止いたします。これに伴い、永井谷線の起点を北側に変更するとともに、伊川谷町潤和字天王以南の区間を永井谷線から玉津鳥羽線に変更し、玉津鳥羽線の起点を南方向に変更します。

各路線の変更内容については以上です。

なお、本案について、平成27年1月6日から1月20日までの2週間、縦覧を行いました。が、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

特に、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について（1.4.2号都市高速道路2号線ほか7路線）、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

（第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について）

（第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について）

（第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について
花山中尾台地区地区計画）

○小谷会長

次に、第2号議案から第4号議案は花山中尾台地区に関する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

○手塚計画課長

それでは、第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について、第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について、第4号議案 神戸国際港都建設計画花山中尾台地区地区計画の変更について、いずれも神戸市決定です。

以上の3議案は、花山中尾台地区に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

初めに、花山中尾台地区の概要についてご説明いたします。

議案計画図は8ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。

花山中尾台地区は神戸電鉄花山駅の南東に位置する、面積約38.5ヘクタールの地区です。航空写真です。

当地区は昭和62年から民間の宅地開発事業により、住宅地の整備を行ってきた地区であり、良好な住宅地としての環境の形成と緑豊かで潤いのある街並みの形成を図るため、平成6年に地区計画を都市計画決定いたしました。

今回、地区内の土地利用計画の変更に対応し、用途地域・高度地区・地区計画を変更いたします。

まず、第2号議案 用途地域の変更及び第3号議案 高度地区の変更について、ご説明いたします。

議案計画図の9ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。これから説明する図面の凡例です。

変更区域、境界の表示について、変更区域は黒色の実線で、用途地域界、容積率界、高

度地区界は赤色の破線で表示しています。

用途地域等、高度地区の略号及び図中の表示について、用途地域の種類は、略号及び表示欄に示している、それぞれの着色で表示しています。

高度地区の種類は略号で表示しています。なお、神戸市では第1種から第8種までの高度地区を指定していますが、凡例は、そのうち本案件に関連する種類のみを記載しています。

図中の表示例について、ご説明いたします。

用途地域等の右の欄の例1をご覧ください。1低専（80／40）①ですが、左から順に、用途地域が第一種低層住居専用地域、容積率が80%、建ぺい率が40%、高度地区が第一種高度地区であることを示しています。

前面スクリーンをご覧ください。

変更箇所の変更内容の見方について、ご説明いたします。

変更箇所は赤色で引き出しをしており、左から順に、変更前の指定内容、変更後の指定内容を示しています。

議案計画図の10ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。

図の着色は変更後の用途地域の色で表示しています。このたび変更区域について、集合住宅の地区から戸建専用住宅地区に土地利用計画を変更することに対応し、用途地域を第一種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域に、容積率を150%から100%に、建ぺい率を60%から50%に、高度地区を第二種高度地区から第一種高度地区に変更いたします。

議案計画書の11ページ及び12ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。用途地域の変更前後対照表です。

左から、用途地域の種類、変更前の指定面積、変更後の指定面積、増減面積を示しています。このたびの変更により、第一種低層住居専用地域は約2ヘクタール増加し、変更後の面積は約6,547ヘクタールとなります。第一種中高層住居専用地域は約2ヘクタール減少し、変更後の面積は約4,095ヘクタールとなります。全市の用途地域の指定面積に増減はありません。

議案計画書の17ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。高度地区の変更前後対照表です。

左から、高度地区の種類、変更前の指定面積、変更後の指定面積、増減面積を示しています。このたびの変更により、第一種高度地区は約2ヘクタール増加し、変更後の面積は約6,556ヘクタールとなります。第二種高度地区は約2ヘクタール減少し、変更後の面積は約297ヘクタールとなります。全市の高度地区の指定面積に増減はありません。

なお、面積については、ヘクタール単位で四捨五入し表記しているため、用途地域、高

度地区ともに、指定面積の変更前後の差と増減面積が一致しない場合がございます。

用途地域及び高度地区についての説明は以上です。

続いて、第4号議案 花山中尾台地区地区計画の変更について、ご説明いたします。

議案計画書は18ページをご覧ください。

18ページから19ページは地区計画の計画書、20ページは理由書です。

理由書の下に、今回の変更の概要をまとめておりますので、こちらに沿ってご説明いたします。

議案計画図は11ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。

計画図では、地区計画の区域を赤色の実線で表示しています。今回、黒色の実線で表示する変更区域において、土地利用を集合住宅の地区から戸建専用住宅とし、地区の細区分を共同住宅地区から戸建住宅地区に変更いたします。

このたびの変更により、戸建住宅地区は約1.9ヘクタール増加し、約36.9ヘクタールとなります。なお、共同住宅地区については、今回の変更により細区分を廃止いたします。

地区計画に関する説明は以上です。

以上、第2号議案から第4号議案までの3つの議案について、平成26年12月9日から12月24日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

特に、ご意見がございませんようですので、第2号議案から第4号議案まで、順にお諮りをしていきたいと思っております。

まず、第2号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更について、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更について、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、花山中尾台地区地区計画、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。ありがとうございます。

**(第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について
月が丘地区地区計画)**

○小谷会長

それでは、次に、第5号議案 月が丘地区地区計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

○手塚計画課長

第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、月が丘地区地区計画、神戸市決定です。

議案計画図の12ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。

月が丘地区は神戸電鉄粟生線栄駅の北側に位置する、面積約54ヘクタールの地区です。航空写真です。

月が丘地区は昭和52年から開発・分譲されてきた大規模住宅団地です。当地区はこれまで、神戸市が定めた土地売買契約による特約上の建築制限により、現在の住みやすい美しい町並みが形成されてきました。しかし、この特約上の建築制限は、土地分譲から一定の期間でその強制力を失うこととなっているため、今後も町の住環境を維持・保全していくことを目的に、平成23年1月に月が丘地区建築ルール協議会が設立されました。協議会において検討が重ねられ、地域の合意形成が図られたことから、平成26年9月に当協議会より地区計画策定に係る提案書が提出されました。この提案内容を踏まえ、地区計画を決定しようとするものです。

議案計画書の21ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。地区計画の目標です。

本計画は月が丘地区の現在の住みよい住環境と、美しい街並みを守り育てるとともに、安全で安心な環境を維持・保全することで良好な市街地を形成することを目標としていま

す。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針をご覧ください。

当地区を敷地規模や壁面後退距離などの異なる2地区に区分し、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針を定めます。

議案計画図の13ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。

計画図では地区計画の区域界を赤色の実線で表示しています。地区の細区分については、戸建住宅地区Aを水色で、戸建住宅地区Bを緑色で表示しています。

議案計画書の22ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

地区整備計画には建築物等に関する事項を定めます。建築物等に関する事項については、地区ごとに建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態の制限を定めます。建築物等の用途の制限については、戸建住宅地区A、戸建住宅地区Bともに、用途地域の建築制限に加え、共同住宅、寄宿舍または下宿を地区計画により制限いたします。建築物の敷地面積の最低限度については、戸建住宅地区A、戸建住宅地区Bともに145平方メートルといたします。また、壁面の位置の制限については、戸建住宅地区Aでは隣地境界線から外壁面までの距離を0.5メートル以上、戸建住宅地区Bでは1.0メートル以上といたします。建築物等の形態の制限については、計画図表示の幹線道路に面して車の出入り口を設けてはならないことといたします。

本案について、平成26年12月9日から12月24日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上です。

○小谷会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

特に、ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、月が丘地区地区計画、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第6号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について
神戸流通業務団地)

○小谷会長

次に、第6号議案 神戸流通業務団地の変更について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○手塚計画課長

議案計画書の24ページをご覧ください。

第6号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について、神戸流通業務団地、神戸市決定です。

議案計画図の14ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。

神戸流通業務団地は地下鉄西神・山手線、総合運動公園駅の北側に位置し、面積約113ヘクタールの地区です。

前面スクリーンをご覧ください。航空写真です。

当団地は西神地域の流通拠点として、都市機能の維持や増進に寄与することを目的として整備した団地です。

流通業務団地事業は平成19年に終了し、現在、変更箇所を除く全ての用地について、事業者が決定しております。

議案計画書の25ページをご覧ください。

今回の変更の理由と変更の概要を記載しております。

議案計画図の15ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。計画図です。

計画図では、団地区域を赤色の実線で、流通業務施設を青色で、公益的施設を薄い黄色で表示しています。

このたび、流通業務施設用地の需要に対応するため、公益的施設の一部を流通業務施設に変更いたします。

続いて、面積の増減についてご説明をいたします。

変更により、流通業務施設の面積は約0.2ヘクタール増加し、変更後の面積は約69.2ヘクタールに、公益的施設の面積は約0.2ヘクタール減少し、変更後の面積は約3.6ヘクタールになります。

なお、本案について、平成26年12月9日から12月24日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

○小谷会長

ただいま、事務局からご説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、お願

いたします。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

特に、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

第6号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について、神戸流通業務団地、神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

**(第7号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
兵庫区遠矢浜町)**

○小谷会長

次に、第7号議案 兵庫区遠矢浜町の一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局より説明をお願いいたします。

○手塚計画課長

議案計画書の26ページをお開きください。

第7号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置、兵庫区遠矢浜町についてご説明いたします。

本案件は、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。

ページの下の参考に関係条文を記載しております。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において卸売市場、火葬場または、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または、増築してはならないとされております。

ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。

本市では、神戸市が設置する廃棄物処理施設については都市計画決定を行い、民間事業者が設置する廃棄物処理施設については、特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。

それでは、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置手続と計画内容につきまして、建築安全課長からご説明いたします。

○熊田建築安全課長

住宅都市局建築指導部建築安全課長、熊田でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の案件は、一般廃棄物に該当する木くずを破碎しチップ化する施設、一般廃棄物に該当する木くず、紙くず、繊維くず及び産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を破碎・減容固化し固形燃料化する施設を設置する廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書き許可を適用するものです。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置手続について、ご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、まず、関係部局で構成する立地審査会を開催し、立地条件等の適合状況、隣接土地所有者等の同意等の取得状況、生活環境影響調査の内容等を審査し、都市計画審議会に付議することが適当と認められた場合、特定行政庁である神戸市長が、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画審議会に付議し、その敷地の位置が都市計画上支障がないかを審議していただきます。

その後、建築基準法第51条ただし書き許可を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物及び産業廃棄物処分業の許可または変更の手続が行われ、事業が開始されることとなります。

議案計画書の26ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

名称は一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設、位置は兵庫区遠矢浜町、面積は約0.3ヘクタールです。事業者は藤定運輸株式会社でございます。

施設概要は、一つ目は一般廃棄物に該当する木くず、紙くず、繊維くずの破碎施設で、処理能力は1日当たり33.9トンです。

二つ目は、一般廃棄物に該当する木くず、紙くず、繊維くずの減容固化施設で、処理能力は1日当たり16.5トンです。

また、破碎施設は産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の破碎施設として使用され、その場合の処理能力は1日当たり31.7トンとなります。

今回、本施設においては、一般廃棄物に該当する木くず、紙くず、繊維くずの破碎・減容固化施設の処理能力が1日当たり5トン以上となること。また、破碎施設については、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の破碎施設としても使用し、その処理能力が1日当たり6トンを超えることとなることから、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となるものです。

議案計画図の16ページをご覧ください。

あわせて、前面スクリーンをご覧ください。位置図です。

敷地は兵庫区遠矢浜町の北側運河沿いにあり、赤色で表示をしております。

航空写真です。敷地を赤色で表示しております。

前面スクリーンは用途地域図です。当該敷地は工業地域に指定されております。また、敷地の周辺は工業専用地域に指定されております。

スクリーンは土地利用現況図です。赤線で敷地を表示しております。赤色で表示しておりますのは事務所、紫色は倉庫・自動車車庫、青色は工場、茶色は公共施設をあらわしています。敷地周辺は工場、自動車車庫、事務所等の土地利用となっております。

次に、配置図兼平面図です。敷地境界線を青線で表示しております。また、敷地内の建築物を赤線で表示しております。敷地の北東にある工場建屋内に破砕施設及び減容固化施設を設置し、一般廃棄物に該当する木くず、紙くず、繊維くず及び産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の破砕処理及び減容固化処理を行うものです。敷地の南側の出入り口より各廃棄物を搬入します。搬入した廃棄物は、それぞれ定められた処理前保管場所に保管し、各処理施設で処理した後、処理後保管場所に保管し、車で搬出いたします。

処理工程図です。処理工程のフローと参考写真を示しております。作業は全て屋内で行われます。木くずについては、搬入・計量後、破砕機に投入してチップ化し、材質によってはボード用のチップ原料としたり燃料用のチップとして出荷いたします。または、破砕したものを減容固化施設に投入し、成形して固形燃料（RPF）といたします。その他の紙くず、繊維くず、廃プラスチック類は全て破砕施設で破砕後、減容固化施設に投入され、固形燃料となります。RPFとは、主に廃プラスチック類や紙くずなどを固化した廃棄物由来の燃料のことであり、石炭やコークス等の化石燃料の代替品として使用されているものです。

議案計画書の26ページをご覧ください。

理由ですが、当施設は一般廃棄物及び産業廃棄物の再資源化を行う処理施設です。当敷地は臨海部の工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えられるものです。

続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状況につきまして、環境局からご説明をいたします。

○齊藤環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長の齊藤でございます。

前面スクリーンをご覧ください。

立地審査会は平成26年9月10日に開催し、事業計画案、生活環境影響調査の実施状況、周辺同意等の取得範囲及び事業計画案に係る関係部局の意見及びそれに対する事業者の回答について審査を行いました。その結果、立地禁止区域に該当しないこと、同意等の取得範囲が適切であることを確認いたしました。

次に、平成26年11月12日に立地審査会幹事会を開催し、申出書の内容、関係部局の意見及び、それに対する事業者の回答、生活環境影響調査結果、周辺同意等の取得状況等を審

査した結果、適切であることを確認いたしましたので、建築基準法第51条許可申請の手続に入ることを承認いたしました。

続いて、生活環境影響調査結果の概要について説明いたします。

調査項目は大気質、騒音、振動、悪臭で、あわせて交通量についても評価しております。調査地点及び予測地点ですが、まず、搬入出車両による大気質及び騒音・振動に関する調査・予測地点としては、搬入出車両の走行ルートであり、最近接住居地域である兵庫区浜山通5丁目を地点として選定しております。

また、施設の稼働に伴う騒音・振動に関する調査・予測地点としては、計画地敷地境界の東側と北西側の2地点を選定しております。敷地境界東側の地点は隣接土地使用者への影響、敷地境界北西側の地点は住居地域側への影響を勘案して地点を選定したものです。

施設の稼働に伴う悪臭に関する調査・予測地点としては、廃棄物の建屋への搬入出を行う敷地境界南側の地点を選定しております。

調査の結果についてですが、まず、大気質については搬入出車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測・評価を行い、いずれも環境基準を満足しております。

なお、搬入出車両は1日当たり22台としております。

次に、騒音影響については、施設稼働に伴う騒音の予測値は61から62デシベルとなっております。なお、計画地は臨港地区であり、本来、規制基準は適用されませんが、参考までに、内陸部の工業地域・工業専用地域の規制基準70デシベルと比較いたしますと、それを下回っております。

一方、車両による沿道騒音の予測値としては67デシベルと環境基準の65デシベルを超過しておりますが、予測対象道路における騒音は現況値で既に67デシベルと環境基準を超過しており、このたびの搬入出車両の影響については、現状の騒音レベルを増加させるものではなく、影響は軽微であると評価しております。

振動についてですが、施設稼働及び搬入出車両いずれについても、規制基準及び要請限度を満足しております。なお、騒音と同様に、振動の規制基準も本来は適用除外ですが、参考までに数値を比較しております。また、搬入出車両の影響については、現状の振動レベルを増加させるものではございません。

交通量については、搬入出車両台数は往復で浜山通5丁目の市道の現況10時間交通量3,663台の約0.6%であり、影響は軽微であると考えております。

悪臭については、敷地境界の現況値で臭気指数10未満であり、規制基準の18を満たしています。悪臭に関しては、定量的な予測は行っておりませんが、廃棄物の屋内保管、作業終了後の清掃・消臭剤散布等により、施設の稼働における臭気の影響は軽微であるとしております。

最後に、周辺同意等の取得状況です。

事業者は今回の事業計画に当たって、敷地に隣接する土地・建物所有者から同意を取得

するとともに協定を締結しております。また、事業者は周辺自治会である遠矢浜自治会及び吉田町自治会から同意を取得するとともに協定を締結しております。

なお、同意対象自治会内につきましては、回覧にて各戸に事業計画の周知措置をとっており、住民からは特段の意見はありませんでした。

以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

特に、ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

第7号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、兵庫区遠矢浜町、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て修了いたしました。それでは、これもちまして、閉会いたします。どうも、ありがとうございました。